

印紙税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
第1章 総則 第5節 記載金額 (記載金額1万円未満の第1号又は第2号文書についての取扱い) 第33条 第1号文書又は第2号文書と第15号文書又は第17号文書とに該当する文書で、通則3のイの規定により第1号文書又は第2号文書として当該文書の所属が決定されたものが次の一に該当するときは、非課税文書とする。 (1) 課税物件表の第1号又は第2号の課税事項と所属しないこととなった号の課税事項とのそれぞれについて記載金額があり、かつ、当該起算金額のそれぞれが1万円未満(当該所属しないこととなった号が同表第17号であるときは、同号の記載金額については<u>5万円</u>未満)であるとき。 (例) 9千円の請負契約と8千円の債権売買契約とを記載している文書(第2号文書) 非課税 (2) (省 略) (記載金額<u>5万円</u>未満の第17号文書の取扱い) 第34条 課税物件表第17号の非課税物件欄1に該当するかどうかを判断する場合には、通則4のイの規定により売上代金に係る金額とその他の金額との合計額によるのであるから留意する。 (例) 貸付金元金<u>4万円</u>と貸付金利息1万円の受取書(第17号の1文書) 記載金額は<u>5万円</u>となり非課税文書には該当しない。	第1章 総則 第5節 記載金額 (記載金額1万円未満の第1号又は第2号文書についての取扱い) 第33条 第1号文書又は第2号文書と第15号文書又は第17号文書とに該当する文書で、通則3のイの規定により第1号文書又は第2号文書として当該文書の所属が決定されたものが次の一に該当するときは、非課税文書とする。 (1) 課税物件表の第1号又は第2号の課税事項と所属しないこととなった号の課税事項とのそれぞれについて記載金額があり、かつ、当該起算金額のそれぞれが1万円未満(当該所属しないこととなった号が同表第17号であるときは、同号の記載金額については<u>3万円</u>未満)であるとき。 (例) 9千円の請負契約と8千円の債権売買契約とを記載している文書(第2号文書) 非課税 (2) (同 左) (記載金額<u>3万円</u>未満の第17号文書の取扱い) 第34条 課税物件表第17号の非課税物件欄1に該当するかどうかを判断する場合には、通則4のイの規定により売上代金に係る金額とその他の金額との合計額によるのであるから留意する。 (例) 貸付金元金<u>2万円</u>と貸付金利息1万円の受取書(第17号の1文書) 記載金額は<u>3万円</u>となり非課税文書には該当しない。

改 正 後	改 正 前
別表第一 課税物件、課税標準及び税率の取扱い	別表第一 課税物件、課税標準及び税率の取扱い
第17号文書	第17号文書
1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの
(受取金額の記載中に営業に関するものと関しないものがある場合)	(受取金額の記載中に営業に関するものと関しないものがある場合)
28 記載金額が <u>5万円</u> 以上の受取書であっても、内訳等で営業に関するものと関しないものが明確に区分できるもので、営業に関するものが <u>5万円</u> 未満のものは、記載金額 <u>5万円</u> 未満の受取書として取り扱う。	28 記載金額が <u>3万円</u> 以上の受取書であっても、内訳等で営業に関するものと関しないものが明確に区分できるもので、営業に関するものが <u>3万円</u> 未満のものは、記載金額 <u>3万円</u> 未満の受取書として取り扱う。
第19号文書	第19号文書
第1号、第2号、第14号又は第17号に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳（前号に掲げる通帳を除く。）	第1号、第2号、第14号又は第17号に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳（前号に掲げる通帳を除く。）
(金銭又は有価証券の受取通帳)	(金銭又は有価証券の受取通帳)
2 金銭又は有価証券の受領事実を付け込み証明する目的で作成する受取通帳は、当該受領事実が営業に関しないもの又は当該付け込み金額のすべてが <u>5万円</u> 未満のものであっても、課税文書に該当するのであるから留意する。	2 金銭又は有価証券の受領事実を付け込み証明する目的で作成する受取通帳は、当該受領事実が営業に関しないもの又は当該付け込み金額のすべてが <u>3万円</u> 未満のものであっても、課税文書に該当するのであるから留意する。
第20号文書	第20号文書
判取帳	判取帳
(金銭又は有価証券の受取通帳)	(金銭又は有価証券の受取通帳)
2 金銭又は有価証券の受領事実を付け込み証明する目的で作成す判取帳	2 金銭又は有価証券の受領事実を付け込み証明する目的で作成す判取帳

改正後	改正前
は、当該受領事実が営業に関しないもの又は当該付け込み金額のすべてが<u>5万円</u>未満のものであっても、課税文書に該当するのであるから留意する。	は、当該受領事実が営業に関しないもの又は当該付け込み金額のすべてが<u>3万円</u>未満のものであっても、課税文書に該当するのであるから留意する。